

第 164 話<一審判決>の要約と参考資料

第 164 話<一審判決>の要約

土呂久訴訟一審判決で患者側はほぼ完勝しました。そのバックには、県労評が中心になった共闘会議、カトリックの人道支援組織のカンパ、守る会会員の日常的な活動がありました。その支援の輪は、かつての和合会の孤立を体験した人びとの想像を超えるものでした。

第 164 話<一審判決>の参考資料

164-1 一審判決の内容

土呂久を記録する会編「記録・土呂久」P199～202 より

宮崎地裁延岡支部の裁判長森脇勝、右陪席渡辺修明、左陪審若宮利信は 1984 (昭和 59) 年 3 月 28 日、旧土呂久鉦山鉦害賠償請求事件の判決を言い渡した。原告の患者 23 人中佐藤ハツネの請求を棄却したほかは、22 人についてその主張を認め、請求総額 7 億 785 万円の 7 割にあたる 5 億 622 万円の賠償を被告の住友金属鉦山に命ずるものであった。しかも仮執行については、認容金額の 3 分の 2 の限度で認めており、原告がほぼ完勝したといってよい内容になっていた。(略) 判決書は「理由」の第 6 章に「損害」をあて、土呂久における被害の特徴を次のように述べている。

「土呂久地区という山間の狭隘な一地域社会が、そのただ中ともいえる場所での本件鉦山操業により、大気、水、土壌のすべてにわたって砒素汚染され、本件被害者らはその中で居住、生活することにより、長期間にわたって四六時中間断なく、且つ経気道、経口、経皮、複合的に砒素曝露を受けたものであって、曝露の態様即ち砒素による侵襲の態様がこのように全面的、継続的であることは、賠償額の算定にあたって、充分考慮される必要がある」(略)

「本件被害者の症状は、個々のにも相当重篤なものが多いうえに、大半の被害者は、身体各部位、器官に多数の症状が併発、出現しており、それら各個の障害・苦痛が相互に増幅し合う結果、総合的に観察するとき、労働過程は勿論その他日常生活の全過程において、本人及び家族に多大の苦痛をもたらしている——過去長期間にわたり且つ現在も——ものというべきである」

以上のような点を考慮したうえで、判決は、死亡者については砒素が起因して死んだ者 3000 万円、砒素の起因性が認められないもの 2000 万円、生存者は症状によって 2800 万円、2500 万円、1600 万円、1300 万円、900 万円の 5 ランクに分けて、斡旋受諾者はこれから斡旋で受けた額を引いて認定損害額とし、これに 1 割の弁護士費用を加えたものを認容金額としたのである。なお佐藤ハツネは、弁論終結時に出現していた症状が皮膚し

かなかったとされ、皮膚についてはすでに斡旋で補償がすすんでいることを理由に請求を棄却された。

164-2 原告の一審判決の受けとめ

土呂久を記録する会編「記録・土呂久」P111~113より

「判決の言い渡しは主文の朗読のみにいたします」

宮崎地方裁判所延岡支部の静まり返った法廷に、森脇勝裁判長の細い声が流れた。ときに1984年3月28日午前10時5分。

「被告は、別表掲記の各原告に対し、同表の『認容金額』欄記載の金員および……年5分の割合による金員を支払え」

原告席に座った患者と遺族15人の緊張した顔がゆるんだ。馴染みのない言葉の列をなす判決文が、確かに被告の住友金属鉱山に原告に対して損害賠償金を支払え、といている。

「この判決は、第1項記載の認容金額につき各3分の2の限度において、仮に執行することができる」

認容金額の3分の2の仮執行を認めたことから、原告の完勝に近い内容だと想像できた。別表の認容額の朗読が始まったところで、弁護士から合図を受けた黒装束の男が傍聴席をすっと離れた。故佐藤勝の長男幸利である。「住友金属鉱山に賠償責任あり」の垂れ幕を広げながら玄関をかけたすと、待ち受ける支援者の間に大きな拍手と歓声が巻き起こった。

幸利さんの席に、もう1枚準備されていた垂れ幕が残された。それには「全面勝訴」と書かれ、全員が勝利したときに持って出るはずのものだった。これが残されたのは、敗訴原告が1人でたからである。そのことを除くと、ほぼ原告の主張を満した判決であることを、被告席の弁護士の首うなだれた姿が教えていた。(略)

夫婦で原告になっていたハツネの夫正四は、両足の麻痺した体を横たえて、裁判所構内からのテレビ中継を見ながら勝訴を知った。

「裁判に勝っても、体は元には戻らんとです。なんの望みも楽しみもありません。金をもらうより、体を元に戻してほしい」

新聞記者のインタビューにそう答えた。

高千穂町病院に入院して5年半、寝たきりで法廷に立つこともなかった佐藤高雄は、

「住友にわしの苦しみを直接聞かせたかった。住友は控訴しちゃいかん。これ以上、裁判を延ばすようなら人間じゃない」

と苦しい息遣いでひと言ひと言噛んで含めるように語っている。

164-3 土呂久長老の一審判決の受けとめ

佐藤三代士さんの話（1984年5月25日聴取）

鉾山の盛んなころは、監督署に行っても取り入れんとよ。「ひと部落くらいつぶれてもいい。どっかほかの場所見つけてやるから移転しなさい」「国策やから亜ヒ酸製造をやめるわけにいかん」。こっちからなんぼ申し立てても、上がそういう方じゃから聞かんとですよ。このころになって（土呂久訴訟勝訴のこと）、やっとわかったもんでしょな。あのころは人間はどうなってもいい。草木も煙害で枯れてしもて。このへんでも植林しても、盆歳くらいしか伸びん。鉾山の人に来て「こりゃ管理が悪いから伸びん」と申し立てする。アハハ……。上向いても、ものごとは通らんですな。人権尊重ちというのが、この頃わかったんでしょな。